

平成27年度第2回 倉敷市地域福祉基金運営委員会

日 時 平成28年2月10日（水）9時30分～10時40分

会 場 倉敷市役所本庁舎2階 第二研修室

出席者

委員 吉田委員，植田委員，永瀬委員（副会長），平井委員，森脇委員（監事），岡本委員（会長），
木村委員，榊原委員（監事），平岡委員，藤田委員

事務局

保健福祉局）三木参事

保健福祉推進課）月本課長主幹，清水主幹，久保田副主任，宮崎主事

欠席者

なし

傍聴者 なし

議事内容（要旨）

1 開 会

委員10名の出席により，倉敷市地域福祉基金運営委員会規約第9条第2項の規定に基づき，会議が成立していることを確認し，開会を宣言した。

規約に基づき会議の進行を岡本会長に依頼した。

2 議 事（発言者：◎会長 ○委員 ■事務局）

（1）平成27年度事業の中間報告について

- 資料に従い説明を行った。
- 委託事業と補助事業という2つの取り組みがあるが，しらかべ号の事業は委託事業なのか定額補助という補助事業なのかが曖昧だと感じる。例えば，委託事業なら計上されるべき人件費含む事務経費が計上されておらず，委託事業と言えるのだろうか。また，現地調査費や資料作成費の額が大きいのではないか。バス代についても，バスの事故が起こっていることも踏まえ，委託で事業を実施するのなら，適正な価格で契約を行っているかについて，市は責任を持つべきではないか。委託事業か補助事業なのかについて，今一度きちんと考える必要がある。
- 私が所属している団体では，会員だけでなく難病患者等への啓発という趣旨で倉敷市から補助金をいただいているが，それ以外の必要物品等は自助努力をしている。
- ◎ 地域福祉基金は，地域での福祉課題に対しボランティア活動を興していこうという趣旨がある。この活動には，多くのボランティアの方が関わっており，ボランティア活動の延長上にこの事業があることにも意味がある。活動は時代のニーズに合わせて出てくるものであり，フレキシブルな位置付けもあるかと思う。
- 現地調査費についてだが，例年10回前後現地調査を行っており，高速料金，ガソリン代，レンタカー代等が計上されている。回数については，スムーズな旅行を遂行するために実行委員全員が事前に現地を訪れて段差やトイレの場所等を確認していることが回数の増加に繋がっているようだ。バス代については，複数社から見積をとり検討した上で，適切なバス会社を決定していると聞いている。
- ◎ バス代については，何年か前に国で改定があった。
- バス代は安ければよいものではなく，本当に必要な経費を払うことや，障がい者の方でも乗れるバス

を運行する事業者を大切にすることが必要だと思う。

- バス代自体の値上がりに対応できるよう、今年度から委託料を増額している。また、資料作成費については、宿泊代を抑えることができたため、報告集を作成することにしたと聞いている。報告集は参加者に大変喜ばれているようだ。
- ボランティア保険料が15名分計上されているが、スタッフだけの分なのか。介助ボランティア27名の保険はどうなっているのか。
- 15名の実行委員は、一年を通して活動をするためボランティア活動保険に加入しており、その他の参加者は、バス会社を通じて旅行傷害保険に加入している。
- もし、ボランティア活動保険の保険料の方が安いのであれば、旅行傷害保険ではなくボランティア活動保険に加入してはどうか。
- 私が所属する団体では、運営委員はボランティア保険を年間で掛け、行事には行事用保険を掛けている。保険料により補償の内容も異なり、そこは当事者の方々の判断になると思う。
- ◎ ボランティア活動保険は日常的なボランティア活動への補償となっている。旅行傷害保険は、長い距離の移動や宿泊に対してのもので、性質が違う。
- きちんと明細を出していれば問題ないが、同じ事業の中で人により加入保険が異なることが気になった。
- 旅行傷害保険は、旅行中の事故等で参加者自身が受けた傷害の補償を主たる目的とし、傷害に対して大きな限度で補償があるが、ボランティア保険では、自分が受けた傷害の補償もあるが、ボランティア参加者が誰かに損害を与えた場合等の賠償責任について補償されるというものである。今回の事業のように準備期間が長い場合、ボランティア保険は1年間有効なのでカバーできる。旅行傷害保険で、旅行中の2日間に事故等があった場合の補償は担保し、ボランティア活動保険で準備期間中についてもカバーし、賠償責任も補償されるので、納得できる保険の掛け方だと思う。

承認

(2) 平成28年度事業計画(案)について

- 資料に従い説明を行った。
- しらかべ号の予算要求額についてだが、予算内での実行は厳しく予算増を検討して欲しいとの要望が活動総括中にあるが、予算要求額は昨年度と同額であり、総括の内容と一致していない。予算増を検討して欲しいのであれば、増額した金額で予算要求書を出すと思うが、どのような事情なのか。
- 実行委員会としては、予算内の実行は厳しく予算増を検討して欲しいが、増額はなかなか難しいという認識を持っている。経費を節約し工夫しながら例年事業を実施しており、予算要求書は納得のうえで提出されている。昨年度は、バス代値上がりの影響で予算が厳しいため、予算の増額ではなく参加人数減や資料作成費削減等で、経費調整した予算案が提出された。そのため、バス代値上がりを考慮して予算を増額し、参加人数は例年の規模を維持してもらうようお願いしたという経緯がある。
- この運営委員会に入るまで、このような助成制度があることを知らなかったが、制度を知っていただけるよう、様々な広報活動が行われていると思う。
- 助成制度のチラシを皆さんにお渡しするが、申請・報告が大変で諦める方が多い。もう少し、書類の省略化ができないか。
- 公金なので、金額に関わらず最低限のことはきちんとすべきだ。私が所属する団体も、領収書は全て提出しており、少額でも貴重なお金をいただいているという感謝の気持ちを持って携わっている。初

めは手続きが大変だと思う気持ちは分かるので、制度を紹介する時に、申請しようという気持ちに繋がられるよう、私達も努力する必要がある。

- ◎ 手続きや申請にあたって、何か分からないことがあれば相談してもらい、お手伝いさせてもらうというスタンスで募集をかけていきたい。
- 先ほどのしらかべ号の予算要求の件だが、予算内での実行が厳しいと総括に記載するのなら、実行委員会としては増額して要求してみようとは思わないのか。できるのであれば増額してあげたいと思う。
- 願望はあっても、難しいかと思ひ引くこともあるし、その前に自助努力も大切である。伝えようという事で意見がまとまれば、来年は希望額を記載した予算要求書を提出してみることを実行委員会に伝えても良いかもしれない。バス事故が起こっている状況を踏まえ、安全面に配慮して知恵を出し合い、事業が継続できるよう努力していくべきだ。

承認

(3) 倉敷市地域福祉基金運営委員会助成要綱の一部改正について

- 資料に従い説明を行った。
- 今までの要綱は、例えば医療法人や各種協同組合、営利企業である株式会社等が、助成の対象外であることが読み取れない内容だった。企業等がボランティアをする場合は、その法人内・組織内で完結して欲しいと考えている。今回の改正で、基金が応援するのは市民主体のボランティア団体やNPO法人の実施するボランティア活動であることを明確にしたい。
- 一般の会社から申込みの相談があったということか。
- はい。会社名等で行うボランティア活動への助成は、趣旨から外れると考えている。
- ◎ 会社等の宣伝にもなりかねない。
- ボランティアと営利が混ざってしまうと、趣旨から外れる。
- NPO法人は、実際にはいろいろな団体があるので、助成の申請があった場合にはよく考えないといけない。第7条の改正は、1団体が行う複数事業それぞれについて、別個に助成を申請するのはやめて欲しいということか。
- 同じ目的のもとで行う様々な取り組みは、一件の申請の中で助成させていただきたいと考えている。
- ◎ 助成期間終了後新規事業を立ち上げて、別事業であると認められれば、改めて助成を受けることができる。
- 設立したばかりのボランティア団体でも申請できるのか。例えば、平成28年4月2日に団体を立ち上げた場合、28年度分に応募することは可能か。
- 要綱第2条に定められているように、申請年度の4月1日時点で新規事業を開始してから1年以内のものという条件があるので、平成28年4月2日に立ち上げた場合は、28年度に応募することはできない。立ち上げの起点については、団体調書に記載された内容を参考に判断している。
- 団体調書の設立が平成28年3月31日までなら大丈夫ということか。
- 平成28年4月1日も可能である。

承認

3 閉会

以上により、議事を終了